

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま

復興ニュース

第109号 (平成29年2月1日発行)

海と
生きる

【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町一丁目1-1

TEL: 22-6600 内線 207・208

FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)

E-mail: hishokoho@kesenuma.miyagi.jp

※メールアドレスが変わりました

気仙沼市震災復興計画



✓ 申請はお済みですか

「被災者生活再建支援金(基礎支援金)」の申請期間が延長となりました

平成30年
4月10日まで

■問い合わせ先/
危機管理課
tel: 22-6600 内線262

被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間が1年再延長となり、平成30年4月10日までとなりましたので、未申請の方はお早めに申請してください。加算支援金の申請期間も、現時点で平成30年4月10日までとなっています。

■被災者生活再建支援金とは

震災で被災された方の生活の再建を支援するための制度です。住宅の被害程度に応じた「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じた「加算支援金」が支給されます。

■対象となる世帯

市が発行する「り災証明書」で

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が「大規模半壊」した世帯
- (3) 住宅が半壊または敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (4) 危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

※実際に被災した住宅・アパートで生活していた世帯が対象です(住宅の貸主や店舗に生活していなかった住居は対象となりません)。

■お申し込み・お問い合わせ先

申請方法や支給額、必要書類などについては下記までお問い合わせください。

○市危機管理課(ワン・テンビル2階) tel: 22-1462(専用ダイヤル)

(または 唐桑総合支所総務企画課、本吉総合支所総務企画課、階上出張所、大島出張所)

✓ 神戸市で兵庫県からの派遣職員が気仙沼をアピール



▲多くの来場者が足をとめました

阪神・淡路大震災の発生から22年を迎えた1月17日、兵庫県で「ひょうご安全の日のつどい」が開催され、神戸市の会場では兵庫県から気仙沼市へ派遣されている7名の職員が、本市の復興のPRと支援への感謝を伝えるため、物産ブースを出店しました。大漁旗が屋根を飾るブースでは、法被姿の職員が物産品の販売やふかひれスープのふるまい、観光パンフレットなどの配布を行い、来場者との交流を深めました。

「ひょうご安全の日のつどい」は、風化しがちな防災意識を新たにするとともに、阪神・淡路大震災の経験と教訓を発信し、1.17を忘れずに語り継ぐため毎年開催されるもので、本市からは3回目の参加。隣には南三陸町の物産ブースが出店されました。



✓市営宿明戸住宅と市営魚町入沢住宅(先工区)が完成 入居を開始します

■問い合わせ先／
災害公営住宅整備課
tel：22-6600 内線427

現在、市が全 28 地区 35 団地で整備を進めている災害公営住宅のうち、1月に市営宿明戸住宅が完成し入居を開始しました。また、今月には旧気仙沼女子高等学校跡地などに整備を進めている市営魚町入沢住宅全 59 戸のうち、先工区の 38 戸が完成し、入居を開始する予定です。

この2地区の完成により、今月末までに 27 地区 33 団地 1,698 戸が完成し、全体計画に占める進捗率は約 79.8%となります。

■市営宿明戸住宅



(整備概要)

構造／木造平屋建て
戸数／戸建13戸 長屋3戸(1棟)

■市営魚町入沢住宅(先工区)



(整備概要)

構造／鉄骨造5階建1棟
戸数／38戸
附帯施設／立体駐車場など

✓防災集団移転促進事業の宅地追加募集

■問い合わせ先／
防災集団移転推進課
宅地引渡相談窓口
tel：22-6600 内線526

■募集する防災集団移転促進団地

募集地区名	区画数	募集地区名	区画数	募集地区名	区画数
大沢A地区	2	只越地区	2	鹿折北地区	11
舞根1区地区	1	梶ヶ浦地区	4	大谷地区	4
舞根2区地区	1	小々汐地区	1	大谷第2(前浜)地区	1
小泉町地区	19	津谷大沢地区	1		

※区画面積・借地料・分譲価格は区画によって異なります。(募集区画数は1月17日現在)

■申し込みできる方／

震災発生時(平成23年3月11日時点)に市内の災害危険区域に居住していた方(補助金などを受け、住宅再建されている方は除きます)。

■申し込みについて／

申込受付のほか、宅地の情報提供やご相談などに応じます。受付、ご相談には事前予約が必要です。お問い合わせください。

○時間／午前9時から正午までと、午後1時から5時まで

○場所／市ワン・テン庁舎2階 エレベーター脇事務室





『住宅再建相談会』を開催します

～住宅金融支援機構「災害復興住宅融資制度」～

相談は予約制です。事前に予約・問い合わせ先までご連絡ください。当日は市建築住宅課職員も出席しますので「市の住宅再建に関する支援制度」についてもご相談いただけます。

■予約・問い合わせ先／
住宅金融支援機構
お客様コールセンター
tel:0120-086-353

○相談の期日・場所など

日程	場所	その他
2月10日(金)	市民健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 受付時間は午前10時から午後4時まで。個別相談の開始時刻は申し込みの際にお知らせします。 11日(土)は民間金融機関も参加し、住宅ローンに関する相談にお応えします。
2月11日(土)	「すこやか」2階研修室	

中小企業の皆さんを支援します



『中小企業振興資金』をご活用ください

■問い合わせ先／
商工課
tel:22-6600 内線522

市では、震災の影響を考慮し、中小企業の方々が経営基盤を強化できるよう、平成25年11月1日から制度を拡充し、「保証料の全額補給」および「利子補給」を行っています。融資を希望される方や検討されている方など、まずはお問い合わせください。

■融資対象となる方／次の全てに当てはまる方

- 市内に事業所や店舗があり、同一の事業(※)を1年以上営んでいる方
※農業、林業、漁業、金融・保険業等、対象外業種があります。
- 市税・県税を滞納しておらず、債務の全部を弁済できる資力があると認められる方
- 事業内容が堅実と認められる方
- 信用保証協会から代位弁済を受けていない方ならびに金融機関との取引が停止していない方
- 「気仙沼市小企業小口資金融資あっせん規則」による融資あっせんを受けていない方

■融資の内容／

- 融資限度額：2千万円
- 資金用途(返済期間)：運転(7年以内)・設備(10年以内)・運転設備併用(7年以内)
- 返済方法：一括・割賦(12か月以内の据置期間が可能)
- 信用保証料：宮城県信用保証協会所定額(年率0.45～1.59%)
(拡充内容)信用保証料の全額を市が負担します。
- 利率：1.9%
(拡充内容)1.9%のうち0.9%相当分(最大36ヶ月分)を市が還付補給します。

《平成28年度分の「利子補給」について》

- 支給対象／平成28年4月1日から本年3月31日までの返済にかかる約定利子
- 申請方法／融資取扱金融機関を通じて、市に申請いただきます。
- 支給方法／申請に基づき、市が審査を行った後に利子補給額を指定口座に振り込みます。



✓ 女性のための面接相談を開催します

心身の不調や、家族・人間関係の問題、パートナーからの暴力などについて、ひとりで悩んでいませんか？専門の相談員が対応し、秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

■問い合わせ先／
地域づくり推進課
男女共生推進室
tel：22-6600 内線334



○相談の期日・場所など

目 程	時 間	場 所	申し込みその他
2月8日(水)	午後1時～5時 (最終受付午後4時)	予約の際に ご案内します	<ul style="list-style-type: none"> 一般女性対象（被災の有無にかかわらず相談できます） 当日の申し込みも可能ですが、予約の方が優先となりますので、事前に相談専用電話（tel：24-5988）へご連絡ください。
2月15日(水)	午前10時～午後4時 (最終受付午後3時)		

✓ 心カフェをご利用ください

心がリフレッシュする方法を体験し、日常生活に取り入れていただけるよう、月に一回、様々な取り組みを行っています。体験後は、参加者みんなでゆっくりお茶をしながら交流し「心」が“ホッ”とするようなひとときを過ごします。

■申し込み・
問い合わせ先／
みやぎ心のケアセンター
tel：23-7337



- 日時／2月21日（火）午後1時30分から3時30分まで
- 場所／市民健康管理センター「すこやか」
- 対象者／みなし仮設住宅にお住まいの方や被災された方など
- 内容／講話：「こころとからだをリフレッシュする方法」
講師：東北大学院文学研究科実践宗教学寄附講座准教授
谷山洋三氏（浄土真宗谷山派住職）
- 申込期限／2月14日（火）までに電話でお申し込みください。

✓ 災害義援金の追加配分について

けせんぬま復興ニュース第108号（平成29年1月15日発行）掲載の「災害義援金追加配分」の記事に、次のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

■問い合わせ先／
社会福祉課
tel：22-6600
内線432・431・469

(誤) 住家被害
(1人あたり)
↓
(正) 住家被害
(1世帯あたり)

区 分		配 分 額 (円)			
		団 体	県	市	合 計
住家被害 (1世帯あたり)	全壊	10,000	—	2,000	12,000
	大規模半壊	5,000	—	2,000	7,000

- 住家被害の義援金は「被災した世帯の**世帯主**」への支給となります。震災後、世帯分離などをされた場合でも「被災当時の世帯主」への支給となりますのでご注意ください。
- 義援金の振り込みは2月8日（水）から開始します。**振込通知は行いませんので、通帳記帳し、ご確認ください。
- ※**受取人の死亡などで振り込み口座を変更する場合は市社会福祉課へ届け出が必要となります。**詳しくはお問い合わせください。

